

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年9月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後0時05分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之(遅刻)
5番	塩見晋	14番	糸井満雄(早退)
6番	宮崎有平	15番	勢篁毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂(早退)
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課主幹	藤垣 浩二	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日、井田議員より、おくれて出席するとの届け出が出ております。また、西原建設課長より欠席の届が参っております。代理として藤垣主幹に出席をいただいておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

和田議員。

2番(和田裕之) おはようございます。お疲れさまです。

それでは、通告に基づきまして、平成25年9月定例会の一般質問を行わせていただきます。今回は子ども・子育て支援制度について、この1件について、質問をさせていただきたいと思っております。

子ども・子育て支援新制度は2012年8月に子育て新システム関連法案社会保障税一体改革関連6法案の修正案と認定こども園改正法案、社会保障推進法案、これの8法案ですね、社会保障と税の一体改革法案が成立をいたしました。待機児童をなくし、全ての子供の教育と保育、子育て支援を向上するという名目で消費税10%への増税法と一体に、子ども・子育て支援関連3法、いわゆる新システムが自民、民主、公明党の3党で合意、可決されたものであります。子ども・子育て支援3法には、子ども・子育て支援法、認定こども園の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律があり、2012年3月、提出された子ども・子育て新システム関連法案が修正されたものとなっております。子ども・子育て新制度の目的には、一つ目には、質の高い幼児期の学校教育、教育の総合的な提供であり、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を目指すとしております。幼保連携型認定こども園を見直し、複雑な設置のための手続を簡素化することにより施設の整備と幼児教育、保育及び家庭における養育支援の一体的な提供を図るとされています。

二つ目には、保育の量的拡大、確保であり、地域のニーズを踏まえて施設を計画的に整備する仕組みづくりが強化をされております。

三つ目には、地域の子ども・子育て支援の拡充と継続が上げられており、放課後児童クラブ、一時預かり、延長保育などの事業の拡充を図るとされています。もともと民主党野田政権が打ち出した新システム法案は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所の運営から手を引いても構わない。保育所運営の財政責任を負わなくてよい。子供の保育から公的責任をなくすということをおねらったものであります。しかし、保育関係者、保護者、国民の猛烈な新システムへの反対の声により、修正をされたものであります。財源として政府は消費税増税分から7,000億円を新システムに振り分け、その他の財源も含めた1兆円程度の予算を確保するとされておりますが、ほとんどが高齢者3経費に費やされたり、市町村の認定事務費や報酬請求システムの開発費など、

新システム導入維持に費やされたりするなど、本当の意味での保育のための公費が十分に回ってこない可能性がある」と指摘をする学者もいます。

また、保育事業に企業参入が認められ、国からの運営補助や保護者が払う保育料から余剰金を生み、それを株主配当や他の事業に流用できる仕組みともなっております。法律で外枠は決まりましたが、詳細は決まっておらず、今後、内閣府が設置する子ども・子育て会議において具体化が検討されます。消費税が10%に増税される予定である2015年の本格施行の前に新システムの問題も多く指摘をされているところでもあります。

第1の問題点として、保育の公的責任の後退であります。新システムの当初の目的は、児童福祉法第24条に規定された市町村の保育実施義務をなくし、国と市町村の保育責任を放棄するというものであります。この点では、全国で広がった反対運動の成果で、改定後の児童福祉法第24条にも市町村の保育実施義務は引き続き明記をされました。問題は新たに設けられた24条2項で、公的な財政措置が少ない、安上がりの保育でも、必要な保育を確保すればよいという抜け道がつくられたことにあります。保育室の面積基準緩和による詰め込み保育や、調理室や園庭がない施設でも認められるなど、保育環境や保育士の労働条件の悪化につながる恐れもあります。

第2の問題点は、保育基準の違いが広がることであります。保育施設が4種類に区分され、幼稚園・保育所、認定こども園の種類が分けられ、そのほか保育ママや認可外保育、事業所内保育なども複雑化をし、基準の後退を招く恐れがあります。

第3の問題点は、保育時間の制限です。親の就労時間によって1カ月に利用できる保育時間の上限が決められ、保育所での子供の生活のリズムに関係なく、短時間保育が押しつけられればお昼近くに、ようやく保育所に来る子や、おやつの時間に帰る子など、子供が入れかわり立ちかわりでは、落ちついた保育ができません。

第4の問題点は、保育料の負担増であります。保育時間の上限を超えた分の保育料は自己負担となって上乗せをされます。国のねらいは、これまでの公的責任の放棄、最低基準、財政措置など、後退をさせる点があると言わざるを得ないと考えております。新制度が開始されるまで、わずか1年余りで本当に子供たちのためになる制度になるのか、全国の多くの保育団体も危惧をされているところでもあります。全国の市町村では、2015年の本格的スタートに向けて動き出しており、当町でも本年7月5日に与謝野町子ども・子育て会議を設置をされ、検討がなされております。幼稚園・保育所運営の現状と再編について諮問をされ、ことしじゅうに答申をいただく予定にされていると聞いております。

教育現場の声や保護者の意見も反映をさせていただき、国には問題点をただすとともに、全ての子供と親が必要な保育や子育て支援をひとしく受けられるよう求めておきたいと思っております。

それでは、次の点について質問に入らせていただきます。①新システムでは、法案改正前では、国や市町村の責務を放棄する内容でありましたが、一定は市町村の責務を残すものとなりました。しかし、まだ、曖昧な点があり、現状どおり国や市町村の責務を明確にする必要があるのではと考えておりますが、当町はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

②認定こども園にし、幼稚園・保育所の一体化、いわゆる幼保一体化にされる目的、理由、そして、そのメリットについてお伺いをいたします。

③満3歳以上の受け入れを義務づけ、教育時間を全ての子供に保障するというふうになっております。町長は3歳以上の全ての子供を受け入れ、教育を保障されるお考えなのかをお伺いをいたします。

④新システムでは、保護者の就労状況によって保育時間の上限が決められます。しかし、保育は子供の権利保障及び発達保育の立場からの保育時間の検討が必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いをいたします。

⑤新システムでは、財源が明確にされてはいません。保育料は、どのようになるのかをお伺いをいたします。

⑥保育所施設整備補助金が廃止されるというふう聞いております。新しく施設を建設されると聞いていますが、財源や補助金は、どのようになるのかをお伺いをいたします。

⑦なぜ旧町に一つの規模を考えておられるのか。また、その場合には、職員体制はどのようになるのかをお伺いをいたします。

⑧新システムにより学童保育も大きく変わります。学童保育は市町村事業として位置づけをされ、子ども・子育て会議でも協議されると思いますが、どのように進められるのか。また、児童福祉法では6年生まで対象を引き上げられ、対象児童を大幅にふやすとされておりますが、当町では、どのようなお考えなのかをお伺いをいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。ご答弁、よろしくお伺いをいたします。

議長 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

本日、第1番目の和田議員のご質問にお答えいたします。和田議員のご質問の子ども・子育て支援制度について、教育長へのご質問もありますが、一括して私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の質問、国や市町村の責務を明確にする必要があるのではと考えるが、当町はどのように考えているのかについてお答えいたします。子ども・子育て支援法第3条第1項に、子供の健全やかな成長のために適切な環境が、ひとしく確保されるよう、子供及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと、同条第2項には、子供及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他の便宜の提供を行うこと、さらに同条第3項では、子供及びその保護者が置かれている環境に応じて、子供の保護者の選択に基づき多様な施設、または、事業者から良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保するというように、市町村の責務が明記されております。与謝野町の考え方ですが、第1項にあります、子供の健全やかな成長のために適切な環境がひとしく確保できるよう子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことという点については、公立による認定こども園を三つの地域に一つずつ設置したいというふうと考えております。また、既に町が設置主体となっている学童保育、子育て支援センターとあわせて総合的に子育て支援を行いたいと考えております。

次に、第2項にある、確実に子ども・子育て支援給付が受けられるための援助と関係機関との連絡調整を行うという点については、現在も行っていますが、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

最後に第3項にあります、多様な施設、または事業者から良質かつ適切な教育及び保育等の提供体制の確保という点につきましては、与謝野町には児童福祉、児童教育に対して意欲的に取り組んでいただいている複数の民間法人、民間事業所がございます。行政主導イコール町の責務ということではございませんので、これまで、与謝野町が大切にしてきた民間事業所との協働、民間同士の協働を、この分野にも取り入れていきたいと思っております。以上、申し上げましたように、町の責務は明確だと判断しております。

2点目の認定こども園にし、幼稚園・保育所の一体化、いわゆる幼保一体化にされる目的、理由は、また、そのメリットはについてお答えいたします。町政懇談会でも住民の皆様にご説明いたしました、私自身、保育に欠ける、欠けないという理由で、子供たちが異なった環境で教育・保育を受けなければならないということに疑問と矛盾を感じてきました。先ほどの町の責務で述べましたように、子供の健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるという観点から言いましても、今回、提案している認定こども園はふさわしい形態だと考えています。

次に、現在の保育所・幼稚園の現状についても懇談会で説明してまいりましたが、一園当たりの園児数が平均57人と小規模化している状況であり、30人を切る保育所もあります。そして、その傾向は小学校へと引き継がれてまいります。小規模保育には、目が行き届く、地域とのかかわりが深く持てるなど、利点も多くありますが、一方で、少人数でつくり上げた人間関係に序列が発生した場合、その影響を長く引きずることになります。

どの方式にも長所、短所はございますが、公的施設として設置するならば、一定規模の就学前保育・教育の場を目指すべきだと考えております。小規模保育・教育については、その選択肢を民間事業者に求めていくことも方法だと考えます。合併をして以来、二つの幼稚園と八つの保育所を運営してまいりましたが、職員配置や経費についても不合理な点が出ており、財政負担も大きくなっております。統合により削減できる経費は削減し、現在、実施しているサービスを低下させないということもねらいの一つでございます。

3点目の満3歳以上の受け入れを義務づけ、教育時間を全ての子供に保障するとなっている。町長は、3歳以上の全ての子供を受け入れ、教育を保障されるお考えなのかについてお答えいたします。議員ご紹介のとおり、新制度では、満3歳以上児の受け入れを義務づけ、標準的な教育時間の学校教育を提供しなければならないとなっています。したがって、3歳以上の児童については、保育に欠ける、欠けないにかかわらず、認定こども園に受け入れ、4時間程度の教育を全員受けることができます。ただし、小学校、中学校のような義務教育ではありませんので、認定こども園を選択されない場合や、家庭での養育を選択された場合は、この限りではございません。

4点目の新システムでは、保護者の就労状況によって保育時間の上限が決められているとされている。しかし、保育は子供の権利保障及び発達保育の立場からの保育時間の検討が必要ではないかについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、家庭での保育が可能な場合は、基本、短時間利用、つまり4時間程度となります。ここは、見解の分かれるところでございますが、基本

的には、就学前児童の保育は、両親によるものが望ましいと私は考えます。保育の大半を保育機関に委ねなければならない状況が大勢を占めておりますので、家庭保育が特別なことのようになっていますが、子供の発達にとって、親のかかわりはとても重要です。そして、二度と持つことのできない大切な時間だと考えていただければと思います。

5点目の新システムでは、財源が明確にされていない。保育料はどのようになるのかについてお答えいたします。財源については、消費税引き上げによる0.7兆円程度を含めて、約1兆円程度の追加財源が必要と言われておりますが、現在、消費税についても引き上げの時期及び率について調整が行われている最中であり、明確にはなっておりません。したがって、保育料のモデルにつきましても来年6月以降にならないと、国は示せないという情報が入ってきておりますので、きょう現在において明確なご答弁はできませんのでご了解ください。

6点目の保育所整備補助金が廃止されると聞いている。新しい施設を建設されると聞いているが、財源や補助金はどうなるのかについてお答えいたします。井田議員の一般質問でもお答えいたしました。国・府に対して粘り強く要求をしていきたいと考えます。起債としては、合併特例債の活用が考えられます。

7点目の、なぜ、旧町に一つの規模を考えられているのか。また、その場合に職員体制はどのようになるのかについてお答えいたします。

まず、1点目の、なぜ旧町に一つの規模なのかについてですが、将来、小学校、現在の9校から旧町単位の3校に再編する方針ですので、それに合わせて1認定こども園の配置といたしました。就学前、就学後の連携を持ちやすくするためには、この配置がよいのではないかと思います。

2点目の職員配置についてですが、子ども・子育て会議に諮問をした内容の第一義は、現在の教育・保育環境が子供たちにとってふさわしいものであるかどうかを問うものであります。町が提案する3園方式がいいのか、他の方式がよいのか、これら議論をいただくところでございます。したがって、職員の配置にしましても、財政的効果にしても同会議には、まだ、お示ししておりませんので、今回は答弁を控えさせていただきたいと思っております。ただ、事務局としては、3園方式の場合のシミュレーションの検討は行っております。

8点目の学童保育についてお答えいたします。学童保育については、現在でも町事業として実施しておりますので、位置づけについては大きな変化はないものと考えておりますが、ご指摘のとおり4年生以上の受け入れについても、今後は考えなくてはなりません。平成24年度までは、保育に欠ける場合は4年生以上の児童も受け入れてまいりましたが、今年度は3年生までの受け入れで精いっぱい状況になりましたので、障害を持つ児童で、かつ保育に欠けるなどの特別な事情がある場合のみ、4年生以上を受け入れすることに變更いたしました。町としては、委託先の社会福祉協議会と課題を検討をしながら、一人でも多くの受け入れをしたいと考えておりますが、施設のキャパシティの問題と指導員の確保が困難な状況の中で、現状では、安全にお預かりすることはできないと判断しております。この件に関しましても、子ども・子育て会議でご検討いただく予定としております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ご答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、初めに認定こども園についてですね、過日の一般質問でも井田議員、そして、塩見議員が質問をされましたので、できるだけ重複しないようにいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。まず、過日の町政懇談会では学校、保育所の再編ということで開催をされ、その中で認定こども園にしたいというご提案ですね、これも初めてお聞きしたというふうに理解をしています。この制度ですね、いわゆる新システムの導入が、先ほど申しましたように2015年からスタートをすることで、各市町村でも準備がされてきております。文科省、厚労省では、この新制度のスタートに向けて幼保連携推進室というのも設置をされて、この推進室の資料ですね、これは皆さん、町政懇談会でもごらんになったというふうに思っております。

内容的には非常に、よいことが書いてあるというふうに思っておるんですけども、国の子ども・子育て会議の中でも、今、検討中で曖昧な点が多くあり、問題点や課題も多くあるのではというふうに考えております。そもそも認定こども園というのは2006年、平成18年ですか、ここから制度をスタートしたわけですけども、当初、国が目標とする2,000に対して、まだ、少ないという状況で、先ほども申しましたように、反対も多く、修正が繰り返してきたという状況にあるというふうに思っております。この制度自体ですね、本当に私自身も非常に難しいなというふうに改めて感じておまして、今回の質問に当たってですね、何回も保育関係者と懇談をしたり、そして、意見交換というものをさせていただきました。その中でも大学の教授、先生とですね、学習会にも参加をさせていただきましたけれども、そこには保育士さんたちも参加をされておりました。ここの保育関係者、現職の保育士さんなんかでも漠然とし過ぎていて制度自体がよくわからないなど、困惑されていらっしゃる方が多かったように感じております。

この幼稚園、保育所の再編問題は、これからの与謝野町、そして、保護者、子供たちにとって非常に重要な問題、課題であり、現場の声ですね、そして、保護者の意見も反映させていただき、十分な議論、検討をしていただきたいというふうに思っております。

そこで、ちょっと今回、非常に長くなって申しわけないんですけど、よく理解していただくために掘り下げて質問をさせていただいております。まず、この制度による認定こども園ですね、この点について、どういう点がよいとされてですね、ちょっと再度になりますけども、認定こども園にされるのかということですね、町長のご見解をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この認定こども園ができてきた一つの大きな要素の中には、非常に都会での待機の子供たちがたくさんおいでになると、それを解消するための一つの方法として、今まで公的にやっていたものを、もっと広く民間の方たちにも参入していただくことによって、そういった子供たちを保育できる、そうした環境を整えていくべきだという、そういう考えが基本にはあったかと思えます。それはそれとして、与謝野町の場合を考えてみた場合、待機児童というよりも、むしろ多くの保育所や幼稚園がありますけれども、そこの子供の人数が、むしろいっぱいになるどころか減っていく一方の中で、非常に子供たちに対する、そうした保育も非効率的な中でしていると、そこへもってきて、与謝野町は、よそのところと違いまして、加配が必要な子供たちに対しても、全て町は本当に、十分というところまでいかないでしょうけども、他市町に比べれば本当に、よそからもうらやましがられるほどの対応をしてきました。そしてまた、先ほども



出ておりましたれども、子育て支援センター、あるいは学童保育も、これは父兄の方からでき上がってきたことですので、町がやはり、その任を負って社協にお願いをしてやってきたという、都会とは違う、与謝野町独自の、そういう施策が今まで進められてきた中で、今の状況のままでは、非常に人手は要る割には、子供たちに、もっといいサービスができないという、そういうジレンマもございましたし、こうした一つの考え方が示された中で、私自身の経験からも保育に欠ける子と保育に欠けない子というような親の就労、あるいは考え方によって分けられること自体が、もう本当に私自身は、ずっと矛盾や、むしろ耐えられないような、そんな感じを持ってきました。そういう意味で、こうしたことは、やはり町の責務として、きっちりと、そうした制度に乗った中で、子供たちに、よりよい保育を提供できる、教育を提供できる一つのやり方といえますか、ツールとして、この認定こども園が適切ではないかという、そういう判断に立った上で、今回、こうした形で提案をさせていただいております。

先ほどからご心配になっている、それぞれの現場の職員、あるいは経験をされてきた方、また、全くの、それこそ子供をお持ちの親の方たち、いろいろなあらゆる方たちが入っていただいて、子ども・子育て会議というものを立ち上げて、今、これから論議いただくということでございますので、全く町の考え方を押しつけてということではなしに、それらの中で同じするなら、よりよい保育・教育環境を整えていきたいと思っておりますので、十分な論議をされた上で、一定の答えを出していただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 認定こども園の中でも、町長おっしゃるように、幼保一体型というものはですね、もともと国の考えの出発点というのは、都市部の待機児童解消というためのものであったというふうに聞いております。待機児童が多い保育所に対したりとか、保育所、そして定員割れのある幼稚園を活用すればですね、新たにお金をかけなくても解消できるというのが幼保一体化の初めの議論というか、出発点であるというふうに言われてもおります。

認定こども園というのは、一つ目は保護者が働いている、働いていないにかかわらず受け入れて、保育、教育を一体的に行うところであります。

そして、二つ目は、地域における子育て支援を行い、いわゆる相談活動、そして、親子の憩いの場を提供するといったものであって、都道府県の知事ですね、これが認定した施設を指しているというふうに思います。

次に、この認定こども園についてはですね、町政懇談会で説明をされて、先般、井田議員の質問の中でもありましたように、町長は、この認定こども園の内容について、住民の皆さんがある程度、理解されているんじゃないかというようなご答弁だったというふうに私は理解をしておるんですけども、私は、先ほどから申してますように、そういうふうには理解ができないということであります。与謝野町子ども・子育て会議ですね、7月5日から設置をされて、具体的に検討されているというふうに思います。その中で諮問ですね、この諮問されている内容について、お聞かせをいただいたらと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 3点の諮問をさせていただきました。保育所、就学前の子供たちの、そうした環境をどう整えるか、その方法として認定こども園を旧町単位に一つずつ設置をしたい。

それから、二つ目は、小学校、中学校を含めた、そうした再編についての建議をいただきたい。  
それから、もう1点は、子ども・子育て会議の、そうした子育ての計画、計画を策定をしていただきたいという、その3点を諮問をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 幼稚園というか、保育所のことに関しては、認定こども園で三つということだと思わんです。そこで子ども・子育て会議ですね、本年度中に結論を出すようには求められているわけですがけれども、その点について岩滝の建てかえ問題ですね、これについては早急に建てかえの必要があるというふうに、私も思いますし、6月議会だったかで質問させていただいたというふうに思っております。それは、その件については急務だなというふうに感じております。

ですが、認定こども園としてですね、幼保連携型が進められるというふうになっておりますけれども、必ずしも幼保の連携型、これでいかななくてはならないということはないというふうにしておるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな考え方があるかと思います。岩滝ははっきりと申し上げまして、幼稚園も非常に老朽化していると、そして、保育所につきましても、今後、まだ、手を入れていかないといけないような状況になっているということであるならば、幼稚園と保育所を別々にして、そして、連携するというのもできると思いますけれども、やはりいろんな人、人事のこと、あるいは、その子供たちに対応することを考えますと、それから3歳児からも受け入れるということになってきますと、やはり一定の設備、あるいはまた、そうした同一場所でやっていく。そして、そのことについて、子供たちにいろんな、先ほど申されました相談業務や子育て支援センターや、学童保育も含めて、その地域での子供を、どのように守っていくか、また、どのように環境を整えていくかという大変いいチャンスだというふうに思いましたし、これを機会に、やはり町全体の今の保育所、幼稚園のあり形を考えていく、いいチャンスだというふうに私は思っております。

それと、やはり加悦町については、公設の幼稚園はないわけですし、その必要性が選ばれる方や、そうでない方も、いろいろとあるかと思っておりますけれども、やはり同じならば、それぞれの地域に同じような受け入れる体制の整った園をつくる。同じ選ぶ選択肢がとれる。そうした園を置くべきだというふうに思いましたので、各地域ごとに1園設置するという、そういう考え方に至ったわけでございます。小学校や中学校につきましては、まだ、耐震もしてありますし、ある程度の時間的な余裕はございますけれども、保育所、幼稚園につきましては非常に、ある意味、将来を担う子供たちの一番根底にあるところですので、やはりきちんとした施設の中で子育てをしていただくことを一日も早く進めることが、この町にとっての宝を育てる、そうした環境を整えることが大事ではないかという、そういう観点から今回の提案をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 認定こども園というのは四つの累計というものに分かれます。今、ご提案されています幼保連携型、二つ目は幼稚園型、三つ目は保育所型、四つ目は地域裁量型というものであります。今回、提案されている幼保連携型といわれるものですが、先ほどの町長の説明で、大体わかりました。この運営ですね、これについては、根本的な課題があるのではないかとこのふう

に考えています。認定こども園では幼稚園教諭は保育所型の勤務を求められる。そして、保育時間や保育の見直し、環境整備など、一方、保育士さんでも、そのようなことがあるんじゃないかというふうに思います。運営やノウハウが違うということで、さまざまな苦勞があるんじゃないかというふうに思います。

幼稚園と保育所ですね、これを一緒にすれば課題が解決するという短絡的な方策論だけじゃなく、教育と保育、この違いを尊重していく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、町長のご見解をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目は、職員についての、そういう資格等の懸念かというふうに思いますけれども、最近の保育士、あるいは幼稚園教諭につきましては、両方の資格を持っておる者が与謝野町の中でも大分、割合がふえてきております。保育所の資格しか持ってない、その職員もおります。そうしてみますと、同じ園の中で役割分担で解消することもできますし、今後については、そうした幼稚園の資格を取るための、そうした研修もできる機会もありますので、そうしたことは考えていく必要があるかなというのが、まず、一つ。

それから、同じ園の中でということですが、午前中は幼稚園のカリキュラムをします。それは年代に応じて4時間を過ごします。午後、要するに預かり保育と一緒にすけれども、今後、食事をして、そして帰る子供と、あと残ってする子供と、その午後からは大半が保育所としての役割を担うということですので、子供にとっては丸一日中、幼稚園のように、行ってから最後まで幼稚園の、そういうカリキュラムを受けるということではなしに、そういう意味で、子供たちの生活の中でも一定のメリハリができるのではないかなというふうに思っています。その幼稚園と保育所と、どう違うんだというところは、これは非常に保育所の質、幼稚園の質によって違ってくるかと思えますけれども、それらも今後、いろいろと協議をする中で、そのあれが明確に見えてくるかというふうに思いますが、きちんとした同じことをするにしても、どういう目的を持って、この力をつけていくんだというものを前もってきちんと計画を立てて、そして、それに沿った教育をしていくということですので、町全体のことを考えてみれば、同じような力を、それぞれの園で対応していくということになりますので、そうした心配はないんじゃないかというふうに、その中身の対応の仕方によって、十分それは対応がし得ることだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 先ほどおっしゃいました免許というか、資格ですね、幼稚園は幼稚園教諭、そして、保育所は保育士ということなんですけれども、全国的にも、大体8割ぐらいというふうに言われており、当町でも8割以上は両方お持ちなのかなというふうに考えております。

幼保連携型の認定こども園に関しては、スタッフ研修だとか、研究が十分必要じゃないかというふうに考えております。ただ単に幼稚園は入園児童が減少したであるとか、保育所は定員割れしているという、単に財政難というだけでなく、プラス面が光る、町長がおっしゃってましたように、府下でもモデルとなるような幼稚園、保育所になるように十分検討していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

1回目の質問の5点目にありました保育料について、質問をさせていただきたいというふうに

思っています。町長がおっしゃるようになりますね、冒頭、私も述べましたように7,000億円の、消費税増税分として7,000億円、そして、その他財源で、合わせて1兆円ということ国の方では考えておられるというふうに考えております。新システムですね、これに関して保護者の所得に応じた応能負担が堅持されるというふうに理解というか、認識はしております。しかし、認定された保育所の保育料、いわゆる給付の上限を超えた場合はですね、全額負担というふうにお聞きをしています。例えば、早朝であるとか夜間、土曜日等の場合は割り増しにならないかという点について、わかる範囲で結構ですので、お願いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 情報が無いもので、どうなるかというふうなことについては、ちょっと明確なお答えはできませんけれども、町の考え方としましては、延長保育のような形の範囲でおさまるような、そういう考え方、今とあまり、そう変わってこないように、できるだけしたいというふうには考えてはおります。

民間との絡みもありますので、これは今、軽々に申し上げることはできないかと思っておりますけれども、そうした特色を持って民間でもやってられる、そうしたところもございますので、行政としては、広く多くの子供たちが、町の責任で保育教育をしていく場として捉えておりますので、金額に、保育料につきましては、今後の、これももちろん検討、大事な検討課題かと思っておりますが、今、明言することはできませんので、はい。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 新システムではですね、認定時間を超えた利用は自己負担になるということが予測されております。利用すればするほど負担がふえるという仕組みになる可能性というものはあります。そのため、認定を超えた利用は保護者の財布次第ということにもなりかねません。ですから、できるだけ所得の低い、公平に運営していただくようお願いをしたいというふうに思っております。

次に、6点目の保育所施設整備補助金の廃止についてであります。これは井田議員の答弁にもございましたけれども、ご答弁のとおりですね、新システムでは国庫補助金ですね、これが廃止をされ、補助金というものはないというふうに理解をしています。建設に当たっては私立、これについては補助があるというふうに聞いておりますが、公立にはありません。これは認定こども園だけでなく、現在の保育所の整備補助金に関しても補助ですね、これをなくすというふうに聞いております。国はですね、この補助金ですね、なぜなくしたのかという点についてお願いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何でなくしたかというのは、まだ、明確に聞いていません。要はお金がないから、あんたたちやんなさいよと、やりたかったらやりなさいよと、それはあなた方、自前でやるんですよということなんだろうと思います。しかしながら、今回、こういう認定こども園を与謝野町では三つも公立としてやっていこうということでございますので、国まで届くかどうかはわかりませんが、やはり府や国に対して、そうした新しいシステムが導入される、そういう機会を捉えて、こういった考えを持っている町に対しても、そうした補助をしていただくようなことを強く強くお願いがしたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長がおっしゃるとおり、お金がないということかなというふうに思っております。新システムの目的ですね、これはふえ続ける保育の需要に対してですね、国の公費をなるべく支出しないで対応できる仕組み、つまり公費抑制をし、保育を市場化するための仕組みを構築することにあります。この本質というのは、市町村責任による保育所の仕組みを解体をし、介護保険法や障害者自立支援法、これと同じ仕組みに転換をさせ、認定こども園にですね、移行させる一つの手段でもあるんじゃないかというふうに思っております。これに対しては、町長がおっしゃるように強く要望していただきたいというふうに思っております。

次の質問ですが、施設整備資金、施設整備の補助金、これがないのならばですね、全て建てかえるというのではなく、既存の施設ということの利用も考えていくべきではないかというふうに思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 基本的に、やはり今ある保育所や幼稚園、新しいのもございますけれども、やはり老朽化が見えてきておりますし、一つ一つの園が本当に少人数で三河内幼稚園あたりでも、一人か二人しか、ことしは入ってこなかったみたいな状況の中で、その園を維持していくことが果たしているのかどうか、それよりも大勢の子供たちの中で保育・教育を受けることのほうがいいのか、単なる財政的な面だけではなく、そういう思いで、これは非常にいいチャンスだというふうに捉えました。

中身がなかなか見えてはきませんけれども、町の考え方、あるいは住民の皆さんの考え方が一致すれば非常に有効な手だてだというふうに思いますし、それぞれの園を改修をしてということにしても、全てを含む、そうしたキャパそのものがございませんし、そうであるならば、今後ますます進む少子化に向けては同じところで子供たちが元気に楽しく過ごせるような、そういう方策のほうがより効果的にいいのではないかということで、今回、こういう方法を、選択肢の大きなウエートを占めた理由でございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。次の質問ですけれども、旧町に一つのということで考えられておりますけれども、この適正な規模、いわゆる定員ですね、これについて、どれぐらいが妥当であるというふうに考えられておられるのか、その辺わかりましたらお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までの保育所が、大体180前後でございますので、その程度の規模であればいいのではないかというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 大学の先生にもお聞きしたんですけれども、今の現状というか、そうすると100人ぐらいが、先生はいいんちゃうかなというふうなこともおっしゃっておったわけですが、特に一番、野田川が多なるんかなというふうに思うんですけれども、多過ぎることはないというふうにお考えなんでしょうか、その点、お願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ、今、具体的に、どういう形ということにはなっておりませんし、三つあ

りまして、今までと同じように、よその地域に住んでいても、ほかの園を選択することも、これと謝野町中、どこを選んでもいいわけですので、仕事の関係等で、いろんな選択肢も出てくるでしょうし、今の中では、なかなか数は読み切れないというふうに思っております。今の段階では、ある程度、全ての子供たちを受け入れられるような、そんな全体で規模を目指すべきではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。最後の8点目の学童保育、これについてでありますけれども、新制度では対象年齢ですね、これが6年生まで引き上げられます。このことは大変、私もいいことだなというふうに思っております。今後、学童保育の需要もふえていくというふうに思っております。今現在ですね、柔軟に当町では対応していただいておりますけれども、ことしから受け入れを一部ですね、下げられておるといふか、対象年齢を下げられておるといふような状況にあるというふうに思っております。

これについては、ぜひ、今までどおり6年生まで引き上げていただきたいというふうに思っておりますけれども、その点、お願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今まででもそうでしたけれども、受け入れられる間は、そういう形で受け入れておりましたけれども、現在、もうそれが満杯といいますか、それぞれの施設が大変なんで、今、お断りをしていると、本来、3年生までを町としては受け入れてきたわけですがけれども、ことしあたりは非常に大変だということで、お断りしております。しかし、新しい、そうした認定こども園ができて、つくられるということにおいては、学童保育についても考える、同様に考える必要があるかと思えますし、確約はできませんけれども、希望としては6年生卒業までを受け入れられるような方法を考えていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 新制度になって6年生までということですね、私はせめて、4年生が入れないということも結構、お聞きをしておるんですけども、せめて4年生だけでも受け入れるように考えていただきたい。それが保護者の願いでもありますし、以前、議会でも、私もお願いをさせていただきました。

このままいけばですね、2年後には新制度ということで、こども園に移行していき、大きく変わっていくわけでありまして。与謝野町の子育て会議でも諮問をされ、その結果、それを町長は十分にリスペクトといふか、尊重をしたいというふうにおっしゃっておられました。認定こども園ですね、まだまだ、問題ですね、そして、課題ですね、多くあるというふうに私は思っておりますけれども、公立の幼保連携型においては、やり方によっては、よくなるという可能性が十分あるんじゃないかなというふうに思っております。京都でも昨年、初めてですね、八幡の有都こども園が開設をされて運営をされております。幼稚園・保育所の再編という大変大きな問題でもありますし、住民や保護者、そして、保育士の方々にも十分な説明をしていただき、今よりもすばらしい保育の環境をつくっていただき、さらによりと謝野町にさせていただくことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

ここで45分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

野村議員。

1番(野村生八) 通告に基づきまして、国民健康保険制度、とりわけ今回は国保の広域化問題について、町長に質問します。

高過ぎる国保料に今、全国で悲鳴が上がっています。かつて国保は農林水産業者と自営業者の制度と言われてきました。1965年には、これらの方々は7割を占めておられました。しかし、その後、自公政権の雇用破壊で失業者や非正規労働者が国保に流入をしました。さらに弱肉強食の構造改革によって、農林業者や自営業者の経営難と廃業が加速し、国保加入者の貧困化が急速に進みました。いまや2010年には非正規労働者と年金生活者、失業者、これらのいわゆる職を持たない方々が加入の7割を占めている。これが全国の統計で示されている実態です。1990年、国保加入世帯の平均所得は240万円でしたが、2010年度は148万円に、6割にも落ち込みました。国保の基盤が大きく弱体化したと言えます。加えて一人当たりの医療費は30万円と、ほかの医療制度の2倍と、多くかかっているのが国保の実態です。低所得者が多いのに医療費が多くかかるために国保料が、どんどんと重くなっています。国保料の全国の所得に占める割合は9.7%、ほかの医療制度は4.9%から7.2%ですので、国保料の負担は、それらを大きく上回っています。事業主負担がない国保は、国庫負担なしには成り立たない、このことは今までも政府が認めてきたところです。

ところが、この国庫支出金の割合を1984年度の50%、そこから毎年、毎年、減らしていったら、2010年度には25%、半分へと減らしてきました。国庫負担金の削減が国保世帯の貧困化と、そして、医療費の増額、このことを一体に進んだことが事態を一層深刻にした、つまり国の政治が、現在の悲鳴を上げるほど高い国保料の実態の根本的な原因だと言わざるを得ません。

例えば、所得200万円の夫婦と子供世帯で大阪市では40万1,000円に、ほかの大都市でも軒並み40万円を超えています。また、国保料は6万円から9万円に、1.5倍に、さらに大きく上回っているところもあります。高過ぎる国保料で滞納世帯が、全加入者の、全国で20%を超え、保険証の取り上げは150万世帯に上っているとされています。日本共産党は、こういう事態の中で緊急に国の責任で一人1万円引き下げるとともに、84年の水準に国庫負担を戻す改革を進めることを目指してきました。

一方で民主党政権は誕生する前に9,000億円の国庫負担を国保に入れると、こういつて誕生しましたが、このことは残念ながら棚上げにされました。そして、そのかわりに始めたのが国保の給付を都道府県に統合する法案を成立させることでした。いわゆる国保の広域化を具体的に進める、こういうことを始めたわけです。都道府県では、全国に先駆けて広域化を進める、これを表明してきたのが山田知事です。この広域化で一般会計からの繰り入れをやめ、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費を減らすことを国は求めてきています。国保料の収納率が低い自治体や医療費が国の基準を超える自治体には、都道府県がペナルティーがかけられるように、都道府

の調整交付金の配分を決める、こういう権限を与えたわけです。これによって、例えば、橋下市長は大阪府知事の時代、医療費の高いところや繰り入れを行ったところにはマイナス20点、滞納処分を強化したところはプラス10点、こういう評価基準を調整交付金に持ち込み、この基準で調整交付金の多くを配分をする。こういうことを実際、行いました。こういう財政調整交付金によるペナルティーによって減らされた自治体は、さらに運営が困難になった、こういう事態になっています。このように今、国保の広域化の取り組みによって、多くの自治体で、さらに深刻な事態が広がっています。

与謝野町の国保加入者の健康と暮らしは、この広域化によって一層困難になるのではないかと危惧をしています。そこで以下の点について、町長に質問をいたします。

まず、1点目は、国保の府への一元化で、保険料はどうなるのか。

2点目に、広域化で、保険運営者が住民から離れ、検診などの住民福祉としての機能が弱まるのではないかと。

三つ目、国は広域化を進めるための制度改革を既に進めています。例えば、国保の調整金は所得格差をなくし、住民を過重な負担から守るためのものですが、市町村へのペナルティーに使われています。これによる影響は当町には生まれていないのかどうか、お聞きします。

4番目に、広域化では、国保の困難は解決できないし、より困難が生まれるのではないかと、私は考えていますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

5番目に、広域化ではなく、国保の維持のための国庫負担の増額こそ求めることが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

6番目に、引き続き、一般会計からの繰り入れで保険料を据え置く努力が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

7番目、独自の国保料減免や窓口負担の減免が重要ですが、現在の取り組みは、どのようになっているのか。以上、お聞きをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の国民健康保険制度についてお答えいたします。1点目の国保の府への一元化で国保税はどうなるかと、2点目の広域化で保険運営者が住民から離れ、検診などの住民福祉としての機能が弱まるのではないかについては、関連する内容がございますので、あわせて答弁をいたします。

議員ご存知のように、政府は、今後の社会保障制度改革の方向性や道筋などを盛り込んだ法案の骨子を、平成25年8月21日に閣議決定しました。これは去る8月6日に提出されました社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえたものとなっております。この報告書の中で、国保の財政運営の責任を担う主体を都道府県とし、国保の都道府県一元化を明確にする一方で、保険料の賦課徴収、保健事業など、引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することや、都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、市町村の保険料徴収や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない分権的な仕組みを目指すべきとしております。インセンティブといいますのは、行動を欲する動機づけのことで、つまり市町村が都道府県任せではなく、みずから徴収や医療費の適正化を頑張るという、そういう仕組みづくりを目指そうというものでございます。



京都府においては、広域化に向けた分科会を設置して協議を始めたばかりで、具体的な議論がされていない状況で、保険税・料が上がるのか、また下がるのか、現在のところ全く不明でございます。しかし、前段の考え方でいけば、仮に国保が府へ一元化されたとしても、国保税が府内で一本化されるものではなく、市町村の事情、医療体制等を考慮した形の不均一課税になるものと考えておりますし、検診等についても、府内で統一というものでなく地域事情を考慮した形、つまり現在と変わらない形で実施していけるものと思っております。

3点目の広域化を進めるため、国保の調整交付金を市町村へのペナルティーに使われている。これらによる影響は、当町にはないのかについてお答えいたします。調整交付金については、国保税の収納率が一定以下であると交付が削減されるということがありますが、都道府県が広域化支援方針を策定し、その中で収納率を目標設定をしていけば、仮に収納率が低くても、調整交付金が減額されないということがあります。

与謝野町において、これらの影響はないのかという点におきましては、京都府は広域化支援方針を策定しておりますし、もとより徴収率についても、調整交付金が削減されるような低いものではないため、影響はないものと考えております。

4点目の広域化では、国保の困難は解決できないし、より困難が生まれるのではないかと。

5点目の広域化ではなく、国保の維持のための国庫負担の増額を求めるところこそ必要ではないかにつきましては、これも関連する内容が多いため、まとめた形での答弁とさせていただきます。

国民健康保険については、被保険者の構成の変化、医療技術の進歩・高度化に伴う医療費の増など、その構造的な問題から、国民会議の中でも改革の目玉の一つとされ、その議論が注目されてきたところであり、今回の国民会議の報告書で、国保の財政運営の責任を担う主体を都道府県と明記したことで、国民健康保険の都道府県への一元化、つまり広域化は避けられない流れであることは明らかであるというふうに思います。ただ、ご指摘のとおり、単に広域化をするだけでなく、国保制度の抱える問題が解決することにはなりません。日本が世界に誇れる国民皆保険制度の一つである、国民健康保険を持続可能な社会保障制度としていくには、その構造的な改革が不可欠であり、その改革の一つとして国庫負担の増額も必要であるというふうに思います。

さきに述べました社会保障制度改革の法案骨子が8月21日に閣議決定された同日に、地方3団体、つまり全国知事会、全国市長会、全国町村会は意見を発表し、国保について、財政基盤の強化、実施に当たっては、地方と丁寧な議論をすることを求めました。とりわけ全国知事会は、国保の財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することが、国保の運営について、都道府県が市町村とともに責任を担うことの前提となる。単に保険者を都道府県に移行するだけでなく、国保の構造的な問題は解決せず、単なる赤字のつけかえにすぎない。国の責任と負担を一方的に転嫁するようなことは容認できないと、強い口調で国の責任と負担を求めており、まさしくこれが国に対する地方の思いであると考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、国保の広域化の動きが、今後、加速していくことは避けられない事実であると思っております。過日も府と北部2市2町、これは担当課長と担当者で、広域化の意見交換の場がありましたが、今後、首長、担当課長、担当者、それぞれのレベルで頻繁に協議の場が持たれると思っておりますので、先ほどの国保税賦課や保健事業等のあり方等も含め、しっかりとした町としての意見を、それぞれの場で申し上げていきたいというふうに考えております。

6点目の引き続き一般会計からの繰り入れで、保険料を据え置く努力が必要ではないかとのご質問にお答えいたします。与謝野町においては、医療費の増加等により平成23年度、平成24年度と国保税率の改定を行ったところであり、その際、長引く地域経済の不況等により国保加入者の状況等を考慮し、やむなく一般会計からの法定外繰り入れによって一定、税額の抑制をしたという経過があります。また、本来ですと3力年計画で、平成25年度も一定の税率改定を行う予定でありましたが、国保加入者が毎年減少する一方で、今まで伸び続けてきた医療費が減少に転じたこと、依然として地域の経済状況が厳しいことから、平成25年度については、一般会計も厳しい状況ではありますが、一定額の法定外繰り入れを行うとともに、基金からの取り崩しも行って国保会計予算を組み、税率の改定を見送った経過があります。しかしながら、国保会計は、被保険者からいただく保険税と国・府補助金、国のルールで決まっている法定内の繰入金で運営していくことが本来の姿であり、一般会計からの法定外の繰入金で運営していくことは、本筋論からいえば正しい姿であるとは考えておりませんし、町民の3分の2以上の方が国民健康保険以外の保険制度、社会保険に加入されておられる中で、国保税率を抑えるために一般財源から多額の繰り入れを行っていくことに、国民健康保険以外の加入する町民の方々からの同意が得られるかという点も問題があるのではないかというふうに考えております。

ただ、与謝野町に限らず、多くの自治体で一般会計からの繰り入れで国保会計を支えていることも事実であり、この状況について、ある新聞では、国保は地方頼みで、自治体の繰入金で支えられているとの論評もありました。先ほどのご質問の答弁と重複する点がありますが、現在の国民健康保険については、構造的な問題を抱えており、今後さらに、その改革の議論が進んでいくこととは思いますが、その議論の中で、財政負担を単に国保加入者と地方に押しつけるような形にならないように意見を述べていきたいというふうに考えております。

7点目の独自の国保税減免や窓口負担の減免が重要だが、現状の取り組みはどうなっているかについてですが、国保税、窓口での一部負担金についての取扱内規を定めて、申請があれば、収入状況等を審査し減免できることとしております。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。国保というのは、国保制度、全国全ての国保会計が大変な事態になっていて、十分運営できる国保というのは、恐らくどこでもないわけですね。大変な国保の会計が集まったから、国保会計が楽になるなんていうことは、だから、まず、よいところがないわけですから、考えられないわけで、そういう点でも国保の広域化で国保料金が下がるとか、国保会計が楽になるとか、そういうことはあり得ないというふうに思っています。しかし、国はですね、最近ちょっと、いろんな形の具体化の中で変わってきていますが、国保の広域化、都道府県への一本化によって十分やれるというふうに踏んで、強引に今、そこに向けて、先ほど言いましたペナルティーの仕組みなど、財政の出し方などですね、市町村を縛っていくという、こういうところに今、きていまして、いよいよこれが正念場になっています。そこで、再度、いろんな問題についてお聞きをしたいと思います。

まず、国保会計、当町で大変ということで、よそも大変ということなんですが、全国的に言えば、一番大変なのが大都市部なんですね。大都市の8割近くが低所得者で、しかも病院が地方に

比べて非常にたくさんあって、一人当たりの医療費が、従ってたくさん使われるという、こういうのが大都市ですから、ここの国保会計が一番しんどい、京都市も含めて一番しんどいわけです。赤字額の7割以上が大都市だというふうに使われているわけですね。だから、京都府でいえば、この京都市と広域化を組むということは、京都市の赤字を、こちらがかぶることになるという、こういう点でも私は非常に危惧をしています。例えば、先ほど所得200万円、2人家族で、夫婦で40万円を超えると、大都市ではというふうに言いましたが、こういう点でもですね、額が非常に大きいというふうに、保険料が高いというふうになっていると思います。

与謝野町では、この所得200万円で、子供2人、夫婦2人の4人世帯で、保険料が幾らになっているのでしょうか、大まかに言えば。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） お答えいたします。夫婦と、そして、子供2人で18万4,300円ということでございます。

ちょっと表の見方が違っておりました。すみません。27万7,200円でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 大都市では、多いところで42万円ですからね、それに比べれば高くなったとはいえ、この地域の保険料は低いわけですね。しかもそれは、京都市でも与謝野町以上に多くの一般会計からの繰り入れをして、それで、そこまで保険料を上げざるを得ないという、こういう事態で、京都市では、大都市では運営をされているわけですね。そういうところと広域化すればですね、それだけでも当町の保険料は上がる。先ほど、最初は一本化という話でしたが、今は一本化でないからということをおっしゃいましたが、その影響はですね、これはゼロにはならないだろうというふうに思っています、そういう点もしっかりと見ていただく必要があるのではないかとこのように思っています。

さらに、それに加えて、この広域化の条件というのが、今、行われている繰り入れをやめるということになるわけですね。全国では約3,800億円の一般会計からの繰り入れがされています。それでも赤字がですね、全国のトータルで1,800億円あって、次年度の予算を戻して会計を成り立たせていると、当町でもありますけどね。そういう運営がされているのが実態なんですね。先ほどの問題に加えて、これだけの一般会計からの繰り入れをやめるだけで、保険料は幾ら均一にされても大幅に上がらざるを得ないという、こういうことになるのではないかと懸念しますが、この点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした国保税が京都府下でも低いところがございますけれども、広域化になれば上げ幅はともかく、上がるほうに作用するというのが一般的ですし、国保税の財源措置を国が大幅に拡充しない限り、医療費が毎年度上昇し、年金所得者が加入者の多くを含む国保税の増収も非常に見込みにくい中で、国保税が下がるということは考えにくく、広域化しようが、しようまいが、現在の国保の仕組みでは国保税は上がる方向に作用するというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 少なくとも国が一般会計からの本当に住民の暮らしを思って、どこも自治体、予算が大変な中で繰り入れをして国保会計を支えている。この3,800億円、これをやめろとい

うのなら、国が少なくとも、それ以上、国保へお金を投入する。これなしに国保の広域化を進めるわけにはいかないと、私はそう思いますし、これを絶対条件にかち取るということが、国が国保の広域化を強権的に進めるわけですから、分権と言われましたが、強権的に進めるわけですから、それには、そのことが絶対必要だという、一般的な話ではなくて、具体的な、そういう要望といいますか、条件というか、そういうことをやるのは我々ですからね、この自治体ですから、絶対かち取る必要がなければ、これは一層国保料が上がって、もう払えない人がふえて、滞納がふえる、こういうことになるとと思いますが、そういうことについていかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに思いますし、今回、こうした形で広域化が進められる、進んでいくであろう、そうしたときに我々、どうしていくのかということについても、先ほども申し上げましたように、全国知事会をはじめ市長会、町村会あたりでも、これらについてのきちんとした条件づけをお願いしていくというような要望がされております。おっしゃるように、その時点ではなかなか具体的な、どういう形なのかが見えてこなかったわけですが、今後におきましては、この件についても一本化がされたとしても、やはり、我々の町村が言うべきことをきちん国へ上げていく、まずは京都府へ上げ、国へ上げていくという、そうした努力が大事だというふうに思っておりますし、町村会のほうの中でも、それらについてもいろいろと、最近ではないですけど、少し前に論議したこともございますので、今後につきましても、やはりその要望事項の中に、今、取りまとめている最中がございますので、大きな目標として掲げたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 国保料の負担というのは、町民の暮らしに直結する、こういう実態ですので、そういう意味でも本当に積極的に、こういう取り組みを、ほかの自治体と協力して進めていただきたいということを指摘をしておきます。

それで、この広域化について、先ほど国庫負担の増額という話がありましたが、この国保の状況からすれば、国庫負担をふやすべきところを去年2%、さらに下げたわけですね。そのかわりに都道府県の財政調整交付金を2%上げて、総額ではかわらないというふうな形にはしています。しかし、何も変わらなければ、こんな複雑に変える必要はないわけで、なぜ、こういうことを去年したのかといえ、先ほど言いましたように、国からの国庫負担はどういう理由で何ぼという積算で出されるものではなくて、いわゆる給付に基づく額の何%ということで、自動的に配分がされる、いわゆる、そういう額です。安定した財源ですね、ところが都道府県の財政調整交付金は、そういう安定した財源として見込めない財源です。しかも都道府県によっても当然違ってくるわけですが、先ほど言いましたように大阪府では既に本来、その会計の加入者の所得が減れば、財政調整交付金をふやして支える。あるいは医療費がふえれば財政調整交付金をふやして支える。こういう機能としてつくられているのに、この中に広域化の視点での取り組みを強めているのか、弱まっているのかによって、大きく差異をつくる部分をつくった。だから、その部分がふえればふえるほど、国庫負担が減った分、自治体によっては入るお金が減ってくる、こういう事態が既に生まれています。今後も、国は、都道府県が、そういう仕組みで市町村に広域化の方向に進むように取り組むための財源を、負担をふやすことなく手当てしたと言わざるを得ません。

先ほどの答弁では、今のところ影響はないという答弁でしたが、これは、そういう点では非常に危惧しております、十分こういう面のペナルティーをかけるというようなことが京都府ではないようにですね、しっかり府に対してものを、今から言っていくことが大事ではないかというふうに思っていますが、この点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 大阪のことはわかりませんが、京都府においては、そうした話をする場というものが設けられておりますので、そうした中でもしっかりと、そうした思いは伝えていくことができるだろうと思いますし、そうしたことのないように強く要望はしていきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど、この広域化の進める中で、いわゆる分権的な運営にも配慮しているとか、市町村としても広域化したんだから、京都府ならと、広域化された京都府の国保の運営主体に全て丸投げではなくて、協力しなければならないと、そういう点では、例えば、医療費の適正化とか、その他のことを答弁をされました。しかし、国が進めている、このやり方、そのものが全く分権的なやり方じゃなくて、国で、先ほど言いましたように国保への負担をどんどんどんどん減らして、半分にもした。そういう中で、もうこれ以上、自治体では支え切れない。住民も払い切れない。これをどうやって、さらに負担を減らすかという分権的どころか、強権的な立場です、進めてきていると言わざるを得ません。こういう中で、いわゆる市町村が国保加入者、町民の健康と暮らしを今まで健康診断等々、大変頑張って取り組んできておられるわけですが、こういうことが同じように、しっかりと保障されるかといえばですね、いわゆるほかの市町村の負担になるようなことはやめなさいと、広域全体として運営する、支障になることはやめなさいという、そういう方向が生まれてくる機運が生まれてこざるを得ないのではないかというふうに思っています。そういう点では、先ほど適正化と言われましたが、つまり医療費を使わないようにさせるというのが、この国保や医療での適正化という言葉の意味です。

医療費がふえている自治体に広域化することで、ほかの自治体、あるいは広域から医療費を使わせないように自治体として取り組みなさいと、こういうことが適正化の意味です。そういう点では、まさにやること自身が分権的な住民本来の力に依存して、こういうものを解決していくのではなくて、上からの圧力で解決することに、私はならざるを得ないのではないかというふうに思っています。こういう点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども述べましたように、現段階での我々としての考え方としては、国保税が府内で統一、一本化されるというのではなくて、それらの事情だとか、医療費の体系なんかを考慮した中で、不均一課税になるというふうに考えておりますので、そうした意味で、せめて今の形がとれるように、ぜひお願いがしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） とりわけ今、指摘したようなことが始まっているのが、共同事業の分野なんですね。もう既に、それは都道県で前からやられていることですが、いわゆる各市町村がお金を出し合って、大変なときには戻していただいて支え合うという形の共同事業が、この分野がですね、

非常に強化されている。対象の医療費をどんどん減らして、全ての医療を対象にするという方向に強化がされています。この共同事業の運営をですね、安定させるために、先ほどのようなことがですね、既に多くのところで始まってきています。そういう点でも十分、この広域化の中身を町としてつかみながら、言うべきことを言って、現在でも大変な、この与謝野町の国保がですね、これ以上、国保料が上がらないように、そして、与謝野町として今までつくってきた町民の健康を守っていく、暮らしを守っていく、この取り組みが弱まることのないように進めていただく。このことが非常に大事ですが、こういう点については、今、言いました、この広域化の中で、いろんな問題がですね、課題が、既に、私は出てきていると思いますので、十分、その辺を注意して見ていただいて言うべきことを速やかに言ってですね、ほかの自治体とも共同していただいて、そして、そういうことのないように取り組んでいただく、そういうことが必要な問題だというふうに思っています。この点でお考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうふうに努力をさせていただきたいというふうに思います。非常に厳しいというふうに思いますけれども、与謝野町の皆さんの、そうした健康、また、生活を守るための大切な機能といいますか、大切なものでございますので、これらについては最善の努力をさせていただくということで、ご理解がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 次にですね、一般会計からの繰り入れで、引き続き保険料を上げないようにという点ですが、本来、これだけ高く大変ということで、保険料を下げてほしいというのが多くの町民の願いだろうというふうに思います。しかし、一方で、この間、議論してきましたし、きょうも述べましたが、国保の実態というのは本当に厳しい状況があります。しかし、一方で、答弁にありましたように、この間、医療費が減ってきているという、こういう事態の中で、当初、予想をしておいたのは大分、現状が変わってきている。これは詳しくは決算の中で質問したいと思っていますが、そういう中で、もう基金がすぐにゼロになるのではないかとというふうに予想されていたわけですが、そういう事態も避けられています。そういう点では、少なくとも来年度、この国保料が上がるということのないようにですね、再度、そのお考え、決意をお聞きしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 決意ということですが、なかなかそれはお約束ができないというふうに思っております。そういう努力はさせていただきますけれども、全体の中で、考えていくべきこととさせていただきますので、今、言及は避けたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 残念ながら決意までは述べていただけませんでした。決算の中で、また、引き続き取り上げたいと思います。

最後に7番目の国保料減免や窓口負担についてですが、とりわけ窓口負担についてお聞きしたいと思います。これ実際、平成24年度は何件ありましたでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 保健課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。平成24年度につきましてはゼロ件でございました。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 当町では制度そのものは、もうつくっていただいたということですね。しかし、申請された方が、申請された方がないんでしょうね、多分。決定がゼロじゃなくて、申請がなかったんだと思うんですね。この制度が、前は全く国からの助成がない、交付税算入もない、そういう中で各自治体も消極的ですね、制度そのものをつくっていない自治体が大変多かったです。しかし、この間、交付税算入の対象にするということになって、2分の1ですか、そういう中で、住民からの要望ですとかね、実施を求める声も広がって、制度そのものは、かなり広がって、それでもまだ、2割ぐらいないところもありますかね、ということで、与謝野町ではつくっていただいております。しかし、これが実際に使われている数を見ますと、本当にアンバランスなんです、もう当町はゼロ、やっぱり非常に少ないところが多いです。ところがですね、非常に多いところがあるわけですね。何が違うかという、この制度をしっかりと告知をしているか、告知をしていないかです、この件数が全く違うわけですよ、ゼロということは多分、与謝野町では積極的に、こういう制度がありますという告知を町民にされていないのではないかと、知らされていないのではないかとこのように思います。この制度は、これだけ大変な方を抱えている国保にとっては、とりわけ医療費そのものが、国保料も払えないのに、病院にかかれない、医療費を払えないのでかかれないという、こういう事態を生むわけで、どなたでも安心して医療が受けられるようにという、こういう制度ですので、町とすれば、その対象になる方については十分利用していただく、このことが大事だというふうに思います。

いわゆる前に言いました、社会資源をしっかりと使っていく、こういうことが住民のためにも行政としても大事だというふうに思っていますが、こういう告知について、どのようにされて、ゼロ件なのか、それとも与謝野町では対象になるようなことにはならないという見解なのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、ご指摘のように、そうしたことを告知するということは大変重要なことだと思います。そうした中で、どういう対応になっているのか、保健課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 私のほうからお答えさせていただきます。十分な告知ができていない方ではないかということでございました。年に一度程度しか広報等に出しておりませんので、議員のご指摘のとおりかと思っております。今後は、もう少したくさん広報させていただけるように考えたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この問題については、単に保健課の問題ではなくて、以前から言っているように、町民が相談に来られる窓口、福祉課や各地域振興課、十分その相談内容から、こういうことを知らせることが、来られた方の暮らし、健康を守る上で大事だと思われる場合は、直接、口頭で説

明していただく、こういうことも大変大事だというふうに思っています。それらも含めてですね、この与謝野町の町民の暮らしと健康を一層しっかりと守っていただくということを求めておきたいし、それから、取り上げました、この国保の広域化について、国で法律でやられるから仕方がないということではなくて、言われたように、積極的に内容を把握し、改善すべきところを直ちに声を上げて、町民の暮らし、医療を守っていただくためにお願いをしておきまして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） これで野村生八議員の一般質問を終わります。

次に4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして、一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

人口減少と少子高齢化社会と集約型まちづくりについてであります。一般質問通告後、8月28日に総務省が今年3月末時点の住民基本台帳に基づく総人口を発表いたしました。注目すべき点は、15歳から64歳の生産年齢人口が初めて8,000万人を割ったことでもあります。いよいよ社会保障制度の抜本的な見直しが避けられない情勢になっています。

さらに、その後、少子高齢化社会、人口減少社会についての新聞、テレビ等での特集は目立っております。2040年には現在の人口の半分以下になる自治体が100を超えるとする人口問題研究所もあります。このことは納税者の急減と後期高齢者の急増というダブルパンチが市町村の財政危機をもたらすと言われていています。こうした中、国土交通省は地方のまちづくりを抜本的に見直すとして、少子高齢化社会や地方自治体の厳しい財政事情を踏まえ、コンパクトなまちづくりを国主導で全国的に広げる方針にすると、8月25日には大きく新聞で報じられております。商業施設、保育施設、病院、住宅などを郊外から町の中心部に移転を促す新たな法律案、税制優遇策をつくり、来年の通常国会には提出し、2014年度から実施を目指しております。国土交通省の推計では、市町村が住民一人当たりにかかるインフラ整備や福祉、教育などの行政費用は人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人で、約29万円、2,000人の場合と比べて費用は約1割減ると試算しています。国土交通省の計画では、人口数万人規模の町を年100程度を対象にして、集約型まちづくりを支援していきたいとしております。しかしながら、実際のまちづくりを担う地方自治体や総務省など、関係省庁との協力関係を築けるかどうか成否の鍵を握っているとも言えます。

青森市、富山市は道路や上下水道、ごみ収集や除雪といった行政コストが割高になったことから、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりに取り組んだ成功例とされています。ちなみに本町の平成24年度の除雪費は約5,100万円となっています。本町におきましても集約型まちづくりに積極的に誘導していく必要があると思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

さらに集約型まちづくりを具体的に進めていく上で重要な課題となる3点について、お伺いいたします。1点目は、町議会、庁舎問題特別委員会で役場庁舎を総合庁舎化にすることが確認できています。町民に対して町の行財政改革、集約型まちづくりに対する取り組む姿勢を示し、よくわかってもらうためには、早く総合庁舎化を実現することが重要であります。そして、役場の機構改革につなげていく必要があります。従来型の各課の縦の関係から、行政サービスを受ける



町民の側の視点や、町民の声が早く行政に反映できる横の関係を重視したネットワーク型の町の施策、システムを確立していかなければならないと考えております。

2点目は、町政懇談会の本年度のテーマであり、また、3人の議員から一般質問がありました。就学前の教育と保育を一体化する認定こども園についてであります。旧町単位の1園を設置したいとありました。京丹後市大宮町の3保育所を統合した大宮北保育所整備事業をモデルにしたいとの町長の答弁でありました。京丹後市の決算によりますと、事業費は9億5,333万5,000円であると公表されています。急速な少子化と集約型のまちづくりの観点からも教育、保育内容の問題点、課題は横に置いても旧町単位の一つのこども園にすることは必要であります。財政の面から見て、町の財政負担は楽になるのか、お尋ねいたします。

3点目は、集約型まちづくりを実現していくには住民の理解や納得感をどう得ていくかが課題になります。そこで本町で開催されました全国女性町長サミットで宣言されました協働のまちづくりの日常的活動が重要になってくると思います。全ての事業について、協力してともに働く、共同作業が重要なのは言うまでもありません。京丹後市の白書によりますと、協働のまちづくりを推進する市民部、市民協働課、職員4人編成であるところが特色の一つになっております。事業内容といたしましては、各地区などが行う地区所有の施設の整備や村おこし、地域づくりなどに要する経費に対する町の補助金181件、1,896万4,000円交付されています。

そこで本町の協働のまちづくりの現状と今後の取り組みについて、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、人口減少、少子高齢化社会に対応できる本町の集約型まちづくりについての答弁をよろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 杉上議員ご質問の人口減少、少子高齢化社会と集約型まちづくりについて、お答えいたします。議員仰せのように、国土交通省が本年7月に、住宅や商業施設などの都市機能を中心部に集約する、コンパクトシティーづくりの基本方針を発表され、住宅では、中心部での税負担を郊外に比べ軽減することや、商業施設や病院を中心部に建てる場合の補助金の拡充、低利での融資、中心部で施設を保有する人に売却を促すため、売却時の所得税を軽減する、あるいは介護施設や住宅などを、一つの建物に併設する場合に容積率を緩和するなどの方策が検討されることとなっています。これらは、少子高齢化社会を見据え、地方の厳しい財政事情を踏まえて、主に地方都市を対象とされたものであると認識しています。したがって、それを、そのまま当町に当てはめることはできないと考えておりますが、議員ご指摘のように、集約型まちづくりを進めるといふ考え方は、今後の方向性としては、持たなければならないことだといふふうと考えています。

当町は、三つの町が合併して与謝野町となりました。合併によりまして小さ過ぎず、大き過ぎずの町域を有し、資源として山、里、町、海もある、まさに態様としてはコンパクトな町を形成しているというふうに思っております。しかしながら、その行政機能やサービス機能は、旧町のままを継続しており、そのような意味で、まだまだ集約型まちづくりを目指して取り組んでいかなければならない課題はたくさんあると思っております。その一つが、1点目にご質問の役場の機

構改革と総合庁舎化の問題であろうかと思っております。機構改革につきましては喫緊の課題として捉えておりますので、野田川庁舎本館の閉鎖とあわせて早急に、その方針を定めていきたいというふうに考えております。また、総合庁舎問題につきましては、議会庁舎問題特別委員会の報告書で、近い将来、まちづくりや行政改革の観点から総合庁舎化を目指すことは必須であることを一定確認されており、住民の皆さんで組織し、議論いただきました庁舎統合検討委員会の答申においても、将来、総合庁舎化を目指すということについては、大半の意見であったかと思っておりますので、議会の特別委員会の報告と、おおむね同様のご意見ではないかと思っております。

したがって、その時期や方法について、今後も継続して議論を深め、住民のご理解をいただきながら、集約型まちづくりに向けた課題解決の一つとして取り組んでいかなければならないと考えています。

次に、2点目の幼保を一体化した認定こども園で、町の財政負担は楽になるのかについてでございますが、和田議員の一般質問でお答えいたしました、子ども・子育て会議に諮問した内容の第一義は、現在の教育、保育環境が、子供たちにとってふさわしいものであるかどうかを問うものであります。町が提案します3園方式がいいのか、他の方式がいいのかを、これからご議論いただくところです。したがって、職員の配置にしても、財政的効果にしても、同会議には、まだ、お示ししておりませんので、今回は答弁を控えさせていただきたいと思っております。

次に、3点目の協働のまちづくりに視点を置いた当町の現状と支援策についてでございますが、京丹後市の市民協働のまちづくり補助金と同様の支援策としましては、当町では与謝野町自治振興補助金の制度を独自に設けており、平成24年度の実績では29件、2,563万7,000円の補助金を交付しております。補助率は、京都府の未来づくり補助金を活用しながら、対象経費の3分の2としております。事業費ベースでは3,800万円を超えており、事業メニューとしましては、町内で団体が実施される住民福祉、防災、産業、文化、スポーツ及びコミュニティづくりの振興事業、施設の整備事業となっております。幅広く住民のまちづくり活動を支援させていただく内容となっておりますので、今後とも協働のまちづくり支援策として有効に活用していただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 答弁いただきまして、ありがとうございました。

私どもも注意しないけないんですけども、旧町のままでもいいとは思わないという、私ども質問するときも旧町で一つとか、旧町の、どここの施設とかいって、つついなくなってしまいうんですけども、やはり全体で考えていくということが、今の時期、非常に重要になってきているのではないかと思うんですけども、そうした考え方に今後なっていくというふうに、私は必要だと思うんですけども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） そうしたことも大切ですけども、それぞれの今までの地域の歴史や文化や、そうした慣習や、いろいろなしがらみもございますし、一挙にとはいかないにしても、幸いなことに、やはり3町が対等合併という形で合併をいたしました。そういう意味では、やはり新しい町をつくるという視点の中で、いろんなスタートをいたしました。なかなか、そうした垣根という

のは越えることは難しいかもわかりませんが、そうした意識を我々も議会の皆さんも、また、町民の皆さんも、そうした意識を持っていただく、そうではなしに、お互いに助け合い、協働でまちづくりを進めていくんだという、あらゆるところの、そうした垣根を取り払うといえますか、そうした立場から見た、いろんなことをご提言いただくということも、これも大事なことだと思っております。

昨日も山添議員がおっしゃいましたけれども、あれらについても、行革についても、今までは町の財政を縮小する、削減するという考え方でしたけれども、それを行うには、やっぱり住民の皆さんとの協働での政策をしていかなければ実現をしないという視点が、やはり今度の行革大綱の中にはうたわれております。そしてまた、総合計画の中でも、やはりキーワードとなるのは、やはり協働のまちづくりで、産業や福祉や教育や、いろいろな分野においても、やはり町民の方たち、あるいは大勢の方の意見を聞いた中でつくり上げていくという、そういうことが必要だと思いますので、そうした観点からのまちづくりを心がけて、今後もやっていくと、そして、持続可能な与謝野町になるように、住民の方たちの協力も、ぜひお願いがしたいという、そういう思いでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つ、集約型まちづくりで問題になるのは、例えばですよ、野田川のバイパスとしますね、広がっていくとしますと、そこでやっぱり町としての、こういう町並み形成にしたいとか、こういう町を新たにつくっていくという指針というか、ビジョンを持ってないと、この進出してくる側の計画どおりになってしまう危険性があるんですけども、そうしたしっかりとした指針、あるいはビジョンを早急に作成していくのが必要ではないかというふうに思います。よく言われるのは、加悦町には景観条例がありますし、旧岩滝町は都市計画、野田川には何もないというところが、非常に問題ではないかと私は思うんですけども、その点につきまして、町長の見解をお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何もないというわけではなしに、やはり農業地帯が多いですから、農業振興地域ということで、それらによります制約は、当然、法的にございますので、それらをクリアできるかどうかということだと思います。それも含めておおよそのイメージといえますか、ことについては、やはり総合計画の中でもゾーン分けをしたような形が示されております。きちっとはできておりませんが、おおむね考え方は、あれに沿ってやっていくということだと思います。

ただ、今、言いましたように法的にクリアをされることであれば、どこの場所へ、どういうものがつくられたりするということについては、これは、それに対する縛りといえますか、そうしたものはありませんので、そうした意味では今後、そうしたガイドライン的なものといえますか、都市計画になるのか、その辺の論議は当然していく必要があるかと思っておりますけれども、そういう今、どんどんと開発がされて云々というような状況ではありませんけれども、そうしたことも、まちづくりの中においては大事な視点だというふうには感じております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） やはり大店立地法とまちづくり3法と、いろいろ国の法律もございますので、そ

ういった点を、よく調査していただきたいなというふうに思います。具体的な質問で入りまして、総合庁舎の件でございますけども、町長の答弁では近い将来という時期が述べられました。野田川の庁舎の改善は急ぐというようなことも言われましたし、議会としましては、総合庁舎に確認できたわけですけども、何が問題なんでしょうか、今、時期が明示できない計画が提示できないという点につきまして。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 野田川庁舎の一部閉鎖については、これは老朽化ということで進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、そのこととは別に、今後、将来、近い将来、そうした総合庁舎に方式をとるべきだという、そのことは十分承知しておりますけれども、やはり今、何が一番問題かといいますと、やはり町民の方たちのコンセンサスがきちっと得られていないところだと思いますし、それらについて、やはり今後も継続して論議をしていく必要があるというふうに思っております、ということです。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 町民のコンセンサス、もちろん合意は重要でございますけれども、一応、検討委員会も総合庁舎、あるいは議会のほうも総合庁舎で、あとはどこでコンセンサスを得ていくというふうにお考えなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうしたことについて、やはりいろいろと今後についても議会と町もですし、そうした結論を出した中身について、具体的にどうしていけるかなということを、やはり論議する場所というのは必要になってくるかというふうに思いますので、そうした意味で議会の中で、それらを進めるに当たって、どうしたらいいのかということを考えていただくのか、その方法については、今、全く持っておりませんけれども、将来的には、こういった形で、いつごろこうしたという、そうしたものは提示する必要があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、今の段階では、まだ、そうは、私自身は、もう少し時間が必要ではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 野田川の庁舎は危険であるということは、もう承知しているわけですし、それから、先ほど申しあげましたように町の行財政改革の姿勢とか、集約型、コンパクトなまちづくりを町民に見える形にするためには一番、庁舎の総合庁舎化にして、町が取り組んでいく姿勢を見せるということが非常に重要ではないかというふうに思いますので、早急なご検討をお願いしていきたいと思います。

それから、もう一つは、よく見える形での、先ほど出ました認定こども園でございますけども、京丹後のモデルでやりますとですね、9億5,000万円、大宮北保育所では整備がかかっていますんで、これ三つの園にしますと約30億円の建設費用がかかるわけでございます。こういった点をですね、そら重要な施設であるということは間違いないんですけども、財政の面から、もう少し突っ込んでご検討をしないではいけない課題ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） 将来的にわたっての財政計画の中に、それらのことも含めた中での検討は、既にしておりますので、それらについてやっていくということについては、今、幾らということは、はっきりは申しませんが、それらに対応でき得る財政計画を立てて進めようとしているところでございます。
- 議 長（赤松孝一） 杉上議員。
- 4 番（杉上忠義） 町長の答弁の中でありました、その合併特例債が一番有利であるので、それを使っていきたいというようなことでございましたけども、合併特例債ならばですね、計画の作成が急がれるんじゃないかと思うんですけども、期限がございますから、いかがでしょうか。
- 議 長（赤松孝一） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） 当然、その期限内に考えていくということでございます。
- 議 長（赤松孝一） 杉上議員。
- 4 番（杉上忠義） 続きまして、協働のまちづくりでございますけども、京丹後市の白書を読ませていただきますと、さっき申し上げましたように、人数は4人ですけども、協働のまちづくり課というのがありまして、非常に町民からわかりやすいんですけども、機構改革する場合にですね、こういった課を設けていくというような方向性はお持ちでしょうか。
- 議 長（赤松孝一） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） 今のところございません。といいますのは、先ほども申し上げましたように協働で町をつくっていくということについて、それぞれの課が、それぞれの課題として持っておりますので、それらをいろんな事業をするときには、必ず、そうした視点を持った中で進めていくということが大事ではないかというふうに思いますので、補助制度としては、企画財政課が持っておりますけれども、地域からの要望の中で、それらを有効に使えるものは未来づくり交付金等をうまく使ってやっていくという考え方でございます。
- 議 長（赤松孝一） 杉上議員。
- 4 番（杉上忠義） いろんな施設を集約していくとですね、不便になるところもございます。京丹後市の白書を読みますと、郵便局でいろんなことが交付できるようになってはございますけども、コンビニ納税については、本町でも考えているということはお聞きしています。郵便局の使い方といいますか、郵便局の活用も今後は考えていかななくてはならないのではないかと思いますけども、この点につきまして、町長の見解をお尋ねいたします。
- 議 長（赤松孝一） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） 郵便局等も含めた中で、どういうふうなシステムを採用していくかということは、これも財政にもかかわることでございますので、与謝野町にとっていい方法はどうかあるか、研究もしておりますので、そうした中での結論を待ちたいと思います。
- 議 長（赤松孝一） 杉上議員。
- 4 番（杉上忠義） 人口減少の場合、どこの町でも言われるのはですね、観光事業で、交流人口をふやすんだという決意が示されておるところでございます。本町におきましても、あす、海の京都の委員会が立ち上がるというふうに聞いておりますけれども、ぜひとも成功させるために、我々も踏ん張らなくてはいけないんですけども、町長の決意をお聞きいたしまして、私の一般質問したいと思います。よろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当然、海の京都につきましては与謝野町も、その拠点であることも、その中で発表させていただいておりますので、これが一つのいいきっかけづくりとなっていけるように、今後の事業展開を図ってまいりたいというふうに思っております。

4 番（杉上忠義） ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで杉上忠義議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月13日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 0時05分）